



人生をリセットしたくなるとき

18歳・19歳という「特定少年」

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-5-9 6-302

<http://sobanokainmy.coccan.jp/>

拘置所や刑務所にいる人から「名前を変えた
いときはどうすればいいのでしょうか？」とい
う相談を受けることがあります。

その気になれば、姓・姓だけを変えることはでき
ます。ご存じの通り、結婚すれば相手の姓を名
乗ることができます。あるいは誰かの養子にな
る方法もあります。

では名前のほうはどうでしょうか。詳しくそう
な人に尋ねてみると、こちらはそう簡単ではな
いようです。「名前の売れている芸名や筆名ペンネームと
して何年も前から使ってきたというような実績
でもあればねえ……」ということでした。

★人生はやり直せないのか

そもそも獄中の人が名前を変えたいと思うの
はなぜでしょうか。自分の犯した事件のことが
大きく報道されていることにより、出所してか
らも何かとその「犯人」という「色眼鏡」だけ
で見られてしまうことへの不安が募っているの
かもしれません。住居を借りたり、就職する際
に「前科」が判断材料にされるとなれば、かな
り切実な問題です。氏名を入力すれば、その人
物に関する様々な情報がたちまち入手されてし
まうようなネット社会では猶更なほさらです。

犯した罪を悔い、二度と同じ過ちを繰り返さ
ないと誓って出所してくる人が、名前も変えて
新たに生き直したい、と願う思いを「それも
自業自得じしやうじとくでしょう」と突き離してしまうだけ
いいのでしょうか。

★改正された少年法

改正された少年法が今年の4月1日から施行
されています。少年法は「この法律において『少
年』とは、二十歳に満たない者をいう」と定義
していますが、改正された法律では「特定少年
（十八歳以上の少年をいう）」という枠組みが新
たに設けられました。つまり、18歳〜19歳が該
当することになります。

4月8日、さつそく事件当時19歳だった男性の
名前が実名報道されました。以前であれば、「氏名
年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該
事件の本人であることを推知することができるよ
うな記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載
してはならない」（少年法61条）ことから、実名
報道は控えられていたのですが、「特定少年」に
よる事件の重大性から、検察は「法令にのっとり」
氏名を公表しました。多くの報道機関がその判断
に追随して実名で報道しているようです。

★更生を妨げる生き辛さ

そもそも「少年法」の主旨は、未来ある若者
の更生に期待しそれを支援することだったはず
です。「特定少年」へのこのような処遇は更生
を妨げる厳罰化でしかありません。

日本の社会は、罪を犯してしまった若者に「名
前も変え、生まれ変わって生き直したい」と思
わせてしまうほど「生き辛い」ものになってい
るのでしょうか。（J）